

平成28年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成28年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	平成28年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	平成28年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	平成28年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	平成28年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8 号	平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9 号	平成28年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第14	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第15	議案第12号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第16	議案第13号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第17	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	即 決
第18	議案第28号	大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について	(一 括) 生活環境付託
第19	議案第14号	大竹市職員の退職管理に関する条例の制定について	
第20	議案第15号	あたたかあたた基金条例の制定について	
第21	議案第16号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について	
第22	議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	(一 括)
第23	議案第21号	大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について	総務文教付託
第24	議案第31号	大竹市と広島県との間における行政不服審査会	

第25	議案第32号	事務の事務委託に関する協議について 広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る 連携協約の締結に関する協議について	}	(一 括) 総務文教付託
第26	議案第35号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について		
第27	議案第19号	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について	}	(一 括) 総務文教付託
第28	議案第20号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例 の一部改正について		
第29	議案第17号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正に ついて	}	(一 括) 生活環境付託
第30	議案第22号	大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部 改正について		
第31	議案第23号	大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正につ いて		
第32	議案第24号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について		
第33	議案第25号	大竹市介護保険条例の一部改正について		
第34	議案第26号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例及び大 竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部改 正について		
第35	議案第27号	大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部改正について		
第36	議案第29号	大竹市水道条例の一部改正について		生活環境付託
第37	議案第30号	大竹市火災予防条例の一部改正について		総務文教付託
第38	議案第34号	大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定につい て		生活環境付託
第39	議案第33号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者 の指定について		総務文教付託
第40	議案第36号	平成27年度大竹市一般会計補正予算 (第3号)	}	総務文教付託 生活環境付託 (一 括) 生活環境付託
第41	議案第37号	平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算 (第1号)		
第42	議案第38号	平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補 正予算 (第1号)		

第43 平成28年陳情第1号 大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての 生活環境付託  
陳情

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第16 議案第13号 (説明・即決・付託)
- 日程第17 認 第 1号から日程第18 議案第28号 (説明・即決・付託)
- 日程第19 議案第14号から日程第26 議案第35号 (説明・付託)
- 日程第27 議案第19号から日程第28 議案第20号 (説明・付託)
- 日程第29 議案第17号から日程第35 議案第27号 (説明・付託)
- 日程第36 議案第29号 (説明・付託)
- 日程第37 議案第30号 (説明・付託)
- 日程第38 議案第34号 (説明・付託)
- 日程第39 議案第33号 (説明・付託)
- 日程第40 議案第36号から日程第42 議案第38号 (説明・付託)
- 日程第43 平成28年陳情第1号 (付託)

○出席議員 (16人)

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘
7番	大 井 涉	8番	網 谷 芳 考
9番	藤 井 馨	10番	山 崎 年 一
11番	日 域 究	12番	細 川 雅 子
13番	寺 岡 公 章	14番	原 田 博
15番	田 中 実 穂	16番	山 本 孝 三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副	市 長	太 田 勲 男
教	育 長	大 石 泰
総	務 部 長	政 岡 修
市	民 生 活 部 長	青 森 浩
健	康 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	正 木 治
建	設 部 長	大 和 伸 明
上	下 水 道 局 長	平 田 安 希 雄
消	防 長	西 岡 靖
総	務 課 長 併 任 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	米 中 和 成
企	画 財 政 課 長	吉 岡 和 範

産業振興課長併任農業委員会事務局長  
環境整備課長  
福祉課長  
保険介護課長  
監理課長  
上下水道局業務課長  
総務学事課長  
消防本部消防課長

中川英也  
田中英徳  
吉原克彦  
佐伯隆文  
香川晶則  
重本隆男  
野崎光弘  
池田宗吾

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

福重邦彦  
三浦暁雄

## 会期決定について

平成28年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成28年3月2日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成28年3月 2日

24日間

至 平成28年3月25日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	水	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
3	木	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
4	金		基地周辺対策特別委員会	10時～
			小方地域まちづくり 対策特別委員会	
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水		本会議	
10	木	休 会		※大竹中学校、玖波中学校卒業式
11	金	（予備日）	予算特別委員会	正副委員長互選
12	土	休 会		
13	日			
14	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	火		予算特別委員会	※小方小・中学校卒業式 付託案件審査 13時～
16	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	木		予算特別委員会（予備日）	
18	金			※大竹小学校、玖波小学校、栗谷小学校卒業式
19	土			
20	日			（春分の日）
21	月			（振替休日）
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、平成28年度当初予算案の提案説明、陳情第1号、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成28年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。平成28年度当初予算の案につきましては、後期計画のスタートの年となるわがまちプラン及び昨年策定した大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸とした予算編成としております。30年、50年先を見据え市民の皆様が少しずつでもこのまちが発展していくことで夢や希望を持てるよう一步一步確実に進んでまいりたいと考えております。

それでは御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成28年度当初予算案を初め専決処分承認を求めることについて、人権擁護委員候補者の推薦について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、事務委託または協約の締結に関する協議について、指定管理者の指定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など合わせて40案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明させていただきたいと存じます。議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議いただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、末広和基議員、3番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第16〔一括上程〕

- 議案第 1号 平成28年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 平成28年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 平成28年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 平成28年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 平成28年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 平成28年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 議案第13号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第1号平成28年度大竹市一般会計予算から日程第16、議案第13号教育委員会委員の任命の同意についてに至る14件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成28年度当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成28年度は、わがまちプラン後期基本計画のスタートの年となります。行政の仕事は30年先、50年先の将来を考えたまちづくりのため少しずつでも事業を継続していくことが大切でございます。わがまちプラン10年間の基本構想の中で、教育環境、子育て支援の充実など前期基本計画において取り組んできた主要な事業につきましては、引き続き後期基本計画でも取り組んでまいりたいと考えております。また昨年策定いたしました大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた基本目標を達成するために必要な事業につきましては、全部とは参りませんがしっかりと盛り込ませていただきました。

地方財政の状況でございますが、平成28年度は、前年度に引き続き地方みずからが自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組むことができるよう地方財政計画の歳出

に需要額が盛り込まれております。地方交付税については、リーマンショック後の対応モードから平時モードへの切りかえにより歳出特別枠の廃止、臨時財政対策債の大幅な減となっておりますが、地方全体の税収が伸びる見込みから一般財源はほぼ前年度と同額の見込みとなっております。このような状況を踏まえ、本市においても前年度と同程度の一般財源が見込まれることを前提として歳出予算を計上しております。

平成28年度の当初予算規模でございますが、一般会計の歳入歳出予算規模は145億7,291万4,000円でございます。この予算規模の前提となる歳入の見込みについては、日本経済を取り巻く最近の不安材料もございますが、地方財政計画では緩やかな回復基調が続くものとされており、地方の税収は増加するとされております。本市においても市民税の増加を見込み、市税は前年度比約2%の増と見込んでおります。また、国が地方財政計画において税収が伸びることを前提に臨時財政対策債を大幅に減額したことにより、本市においても臨時財政対策債は約14%の減となり、臨時財政対策債を原因とする地方債残高の増加に一定の歯どめがかかるものと考えております。

歳出では、市営住宅御園団地整備事業や地方創生事業基金への積立金の増などにより、予算規模は前年度比約2%の伸びとなっております。依然として厳しい財政状況の中ではございますが、どうしても行わなければならない大規模な事業につきましては国・県の補助金・交付金などを活用しながら地方債の発行額を圧縮し将来に過度な負担を残さないよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず大竹を愛する人づくりとしまして、玖波小学校の校舎の改築及び体育館の耐震補強を行います。新校舎には、あすなる児童クラブを併設します。これにより市内全ての小中学校の耐震化が完了いたします。

次に生活基盤の整ったまちとしては、このたびの3月の補正予算で提案する小方地区のまちづくり関係予算と合わせて地域の魅力を象徴するような、例えば亀居城駅といったようなJRの新駅を核とした旧小方小中学校の跡地の活用を中心としたまちづくり事業の取り組みを始めます。

安全なまちづくりに関する事業としましては、災害や漏水事故等による断水時の応急給水のためのポンプつき給水車及び組み立て式貯水槽の整備を行います。

安心できるまちづくりとしては、乳幼児等医療費の自己負担額に対する一部助成対象の年齢を中学生までに拡大するとともに、全対象世帯の所得制限を撤廃することで該当する全ての子育て世帯を対象とした助成制度を展開いたします。

心にゆとりを感じるまちづくりとしては、図書館利用者の環境改善のため老朽化した空調設備を更新いたします。

行政社会の仕組みづくりとしては、一定額以上の寄附者に対し市の特産品を返礼品として贈呈することで、ふるさと納税の促進及び市のPRを行います。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で79億9,295万9,000円と前年度比で1.4%の減となっております。国民健康保険特別会計では、生活習慣病予防を積極的に進めるため特定健診の受診者の費用負担を平成28年度も引き続き無料とします。土地造成特

別会計の健全化を図るため、平成27年度に引き続きまして従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を一般会計から繰り出します。介護保険特別会計では、介護予防や健康づくりの取り組みをさまざまな教室やプログラムを通じて実施し、健康的な市民生活の維持改善につなげます。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。まず水道事業会計につきましては、支出予定総額を7億1,231万2,000円と見込んでおります。この会計の主な事業内容といたしましては、配水管改良事業等を予定しているものでございます。続きまして工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を10億3,323万7,000円と見込んでおります。この会計の事業内容は、維持管理経費等を予定しているものでございます。最後に公共下水道事業会計でございますが、支出予定総額を16億7,229万1,000円と見込んでおります。この会計の主な事業内容といたしましては、下水処理場の機械・電気設備改築更新事業や防鹿地区公共下水道整備事業等を予定しているものでございます。

平成28年度は、いよいよ大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に本格的に取り組んでまいります。これまで大竹港の整備、企業用地の確保など先人の皆様方の蓄積により沿岸部を中心に企業活動が盛んに行われ、このまちには多くの方が働く場があります。この働く場の確保に対する取り組みについては、引き続き総合戦略の基本目標の1つの柱とし、これからも継続して実施してまいりたい思っております。

ライフサイクルの転換期においては、居住の場所として大竹のまちを選択してもらえようように各種施策を展開してまいります。そして誰もが健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域を実現するため、時間はかかりますが市民の皆様が少しずつでもこのまちが発展していくことで夢や希望を持てますよう一步一步確実に進んでまいりたいと考えております。以上まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります坂本スミエ氏が平成28年6月30日をもって任期満了となります。坂本氏は、平成19年7月1日から人権擁護委員として御活躍しておられますが、永年、玖波5丁目自治会副会長として地区のお世話をされながら民生委員・児童委員としても活動しておられ、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って、個人の人格を尊重し差別的・優先的な取り扱いをすることなく人権の問題を初め生活に係るあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助をしておられます。

また、平成18年4月からは大竹簡易裁判所民事調停委員として民事調停にかかわる任務に携わっておられました。平成25年3月31日には、同委員を任期満了により退任されましたが、現在は民事調停委員在任中の平成25年1月1日に就任されました同裁判所の司法委員として引き続き司法にかかわる任務についておられます。

人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解しておられ、これまでの多岐にわたる経験と使命感を持って積極的な御活動を進められているところでございます。

任期満了に当たり坂本氏が引き続き候補者として適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により法務大臣に推薦しようとするものでございます。

続きまして議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

御承知のように固定資産評価審査委員会は地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。

この委員のうち小田重孝氏が平成28年3月31日をもちまして任期満了となります。小田氏は、平成19年4月1日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして議案第13号教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち畠中透氏が平成28年3月14日をもちまして任期満了となります。畠中氏は、平成24年3月15日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

以上まことに簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております本14件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成28年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって平成28年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。

残る諮問第1号から議案第13号に至る3件について、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本3件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより本3件のうち諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。本件は異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって議案第12号はこれに同意することに決しました。

続いて議案第13号教育委員会委員の任命の同意についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって議案第13号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第18〔一括上程〕

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

議案第28号 大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第17、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）及び日程第18、議案第28号大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 認第1号及び議案第28号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに認第1号専決処分承認を求めることについて御説明申し上げます。地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い大竹市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年12月28日付で大竹市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、これの御承認をお願い申し上げます。

それでは改正条例の主な概要について御説明させていただきます。

平成27年9月議会で御議決いただきました大竹市税条例の一部を改正する条例におきまして、各種の申告書・申請書等への個人番号の記載について規定したところですが、そのうち個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、市民税の減免申請書、特別土地保有税の減免申請書につきましては、その後、国の見直しにより個人番号の記載が不要とされたことなどから本条例を改正するものでございます。以上が改正の主な内容でございます。

最後に施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

続きまして議案第28号大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。平成23年に発生した東日本大震災等、近年の災害における教訓や経験等を踏まえ、大規模災害時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する観点から、平成27年8月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたところでございます。

このうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正において、非常災害の発生により生じた廃棄物の処分を行うため市町村または市町村から当該廃棄物の処分の委託を受けた者が当該廃棄物の処分に係る一般廃棄物処理施設を新たに設置しようとする際の届け出について手続の簡素化を図るための特例措置が新たに定められたところでございます。その際、市町村から当該廃棄物の処分の委託を受けた者が当該廃棄物の処分に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする届け出に添付を要する当該処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響調査の結果を記載した書類については、当該市町村の条例で定めるところにより公衆の縦覧に供さなければならないことが規定されているところでございます。あわせて、公衆への縦覧に際し、当該処理施設の設置に関し利害関係を有する者が当該市町村の条例で定めるところにより生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができることが規定されているところでございます。つきましては、かかる施設の設置に関する事項について、縦覧等の対象となる施設の種類の追加するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。以上が改正の主なもので、その他引用条項の整理等の必要なものにつきましても、規定の整理を行うものでございます。

最後に施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、認第1号及び議案第28号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、大井 渉議員。

○7番(大井 渉) 認第1号専決処分の承認を求めることについて反対するわけではございません。専決処分につきましては、先ほど説明がありましたように議会を開くいとまがないということで、この専決処分というのがあると思うんですが、このいとまがないという期間ですね。他市の自治体を見たら結構臨時議会を開いておるんですよ。いろんな臨時議会が開かれております、結構。大竹を私4年ちょっと今やらせていただいている中で、今までの臨時議会というのは特に人事案件というようなものが主だったかなと。それは特別職の期限が切れるとか、そういうことに基づく臨時議会。こういういとまがないというのは、わざわざこれ1件だけを議員の皆さんに集まっていたという我々に対するものがあるのか、内容がそれほどということなのか、いとまがないということについてよくわからないので、もう少しその辺を詳しく教えていただけたらと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長(児玉朋也) 市民生活部長。

○市民生活部長(青森 浩) 専決処分の考え方でございますが、基本的にはケースバイケースでの判断にはなるんだろうと思います。前回9月議会で一部改正等で議案として出させていただきました。税の場合は、多分これはイレギュラーでほとんどが専決でやっています。地方税法の改正が3月30日あるいは3月31日に国会を通るというケースが多々あります。中身が4月1日から施行ということですので、物理的に間に合わないというケースだと思えます。

今回の場合は12月25日に国会を通過しております。25日に国会を通過して1月1日から施行ということですので、現実的には議会を開くいとまがないと。これは誰が考えても明らかだろうと思います。ですから、いつまでならよくていつまでなら悪いというのはなかなか難しいんですが、その都度、法律の改正と議会の定例会あるいは臨時会を開くいとまがあるかどうか、その都度の判断になると思います。今回の税につきましては、明らかにいとまがないという判断をさせていただきましたのでよろしく願いいたします。

○議長(児玉朋也) よろしいですか。他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件のうち認第1号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第1号を採決いたします。認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって認第1号はこれを承認することに決しました。

議案第28号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第26〔一括上程〕

議案第14号 大竹市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第15号 あたたかあたた基金条例の制定について

議案第16号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について

議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第21号 大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について

議案第31号 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

議案第32号 広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第35号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第19、議案第14号大竹市職員の退職管理に関する条例の制定についてから日程第26、議案第35号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） 議案第14号から議案第16号、議案第18号、議案第21号、議案第31号、議案第32号及び議案第35号の8件につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第14号大竹市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、離職した一般職の職員が営利企業等に再就職した場合に離職前の職務に関する契約等の事務に関して現職職員への働きかけが規制されることとなったため、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

まず第1条では、改正地方公務員法の規定に基づいて、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるといふ本条例の趣旨を規定しています。次に第2条は、改正地方公務員法において離職前5年より前に国の部課長に相当する職についていた者に対して当該職についていたときの職務に関して現職職員への働きかけを規制することができることと規定されていることから、本市における相当職を規則で定め働きかけを規制しようとするものでございます。第3条は、再就職した元職員に対して再就職情報の届け出を義務づけようとするものでございます。

最後に附則ですが、この条例の施行期日を平成28年4月1日とするとともに、大竹市人

事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして議案第15号あたたかあたた基金条例の制定について説明申し上げます。本条例は、駐留軍等の再編により影響を受ける阿多田住民の生活の安定に資する施策を継続的に実施できるよう基金を造成しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条では基金の設置目的を規定し、第2条では積み立てを行う場合の財源を規定しております。第3条では、基金に属する現金の保管方法について、また第4条では財政運営上必要があるときは繰りかえ運用ができることを規定しております。第5条では基金を処分する場合の使い道について、第6条では基金の運用から生ずる収益は一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することを規定しております。なお第7条では、基金の管理に関して必要な事項についての委任規定を設けておりますが、この基金を処分する場合の具体的な事業につきましては、阿多田島の特別な事情に配慮した事業を考えているところでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としています。

続きまして議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について説明申し上げます。行政不服審査法が全部改正され、審理員による審理手続の導入、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求期間の延長など公正性の向上、使いやすさの向上の観点から見直しが行われ、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして関係する9つの条例を改正しようとするものでございます。各条例に共通する改正事項といたしましては、行政不服審査法の施行に伴う用語の整理と法律番号の変更、引用条項の移動等に伴う規定の整理を行っています。

次に個別の条例改正について説明申し上げます。

第1条の大竹市固定資産評価審査委員会条例では、固定資産評価審査委員会の審査から決定に係る規定について行政不服審査法に準じて整理を行っています。第2条の大竹市附属機関設置に関する条例では、情報公開制度及び個人情報保護制度の対象は市の保有する情報に関するものであり、開示請求など共通点を有するため総合的な見地から諮問事案を判断することが望ましいと考え、大竹市情報公開審査会と大竹市個人情報保護審査会を統合し大竹市情報公開・個人情報保護審査会とするものでございます。

第3条の大竹市情報公開条例及び第4条の大竹市個人情報保護条例では、開示請求等に係る不作為について新たに審査会の諮問対象に加えております。また、情報公開及び個人情報保護に係る不服申し立てについては、これまでも第三者機関である審査会が審査し答申を行い、その答申を踏まえ実施機関が決定を行っており、審査手続について公正性及び客観性を有していると考えられるため現行の審査体制を継続させるものでございます。そのほか行政不服審査法に準じて規定の整理を行っています。

第8条の大竹市手数料条例では、審理員等に提出された書類の写しの交付を求めることができるようになったことに伴い審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料をA3判またはA4判の片面で白黒1枚10円、カラー20円と規定するものでございます。その他の条例につきましては用語の整理を行っております。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を平成28年4月1日としています。

続きまして議案第18号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について説明申し上げます。人事院は、平成27年8月6日に国家公務員の給与等に関し棒給月額の平均0.4%の引き上げ、期末・勤勉手当の支給月数について0.1月分の引き上げ等を実施するよう勧告しました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成28年1月26日に公布されたところでございます。また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され平成28年4月1日から施行されます。本市におきましても県内他市の動向等を勘案し国家公務員に準じて職員の給与改正等を実施するとともに、地方公務員法の改正に伴う改正及びその他必要な改正を行おうとするものでございます。

それでは主な改正の内容を説明申し上げます。第1条は、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるとともに、給料表の給料月額を国家公務員に準じて改定するものでございます。また、あわせて字句の修正を行っています。第2条は、地方公務員法の改正への対応、あるいはその他の必要な措置を行おうとするものでございます。

地方公務員法の改正に伴う主な改正点としては、条例第4条関係では、職務給の原則を徹底するための等級別基準職務表を規定しています。その他の主な改正としまして、条例第10条の2関係では、地域手当の支給割合について、国の基準に準じて支給限度割合を引き上げています。条例第16条関係では、平成28年から8月11日が山の日として祝日となることに伴い、勤務1時間当たりの給与額の歳出の基礎となる年間休日日数を20日から21日に改めています。条例第21条関係では、平成28年度以降の勤勉手当の支給月数を6月及び12月期それぞれ0.80月に改めています。第3条及び第4条は、地方公務員法の改正に伴う関係条例の改正を行うものでございます。第5条は、国家公務員の単身赴任手当の支給額の改定に伴い、単身赴任手当の基礎額を平成28年4月1日から3万円とするものでございます。

最後に附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日とし、第2条による改正規定については施行期日を平成28年4月1日としています。第2項では、給料表及び勤勉手当に関する改正規定を平成27年4月1日にさかのぼって適用することとしています。第3項では、施行期日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いとみなすという事務処理上の措置を規定しています。

続きまして議案第21号大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について説明申し上げます。このたびの改正は、昭和63年度から平成7年度にかけて地方交付税を原資として造成した大竹市ふるさと創生事業基金の名称を大竹市地方創生事業基金に変更し、これまでのふるさと創生事業から大竹市まち・ひと・しごと総合戦略等に掲げる地方創生事業を円滑に推進するための基金に改めるものでございます。平成28年度に広島県が新たに行う予定の未来の地域づくり応援交付金やふるさと納税寄附金などを積み立て、中長期的な視点で事業を展開できるようにしたいと考えております。

最後に附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としています。

続きまして議案第31号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について説明申し上げます。先ほどの議案第16号の説明において行政不服審査

法が全部改正され第三者機関への諮問手続が導入される旨を申し上げましたが、この第三者機関いわゆる行政不服審査会は審査庁の諮問機関として設置することになります。しかしながら、本市の不服申し立ての件数、人材の確保、ノウハウの蓄積という点などから本市において個別に設置することは非効率であると考え、効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう行政不服審査会の事務を広島県に委託することを予定しております。つきましては、広島県との協議により規約を定めるため地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項本文の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

それでは規約の内容について説明申し上げます。第1条では広島県に委託する事務の範囲について、第2条では委託事務の管理及び執行の方法について、第3条では委託事務の管理及び執行に要する経費の負担について、第4条では委託事務の収入及び支出の広島県予算への計上について、第5条では委託事務の管理及び執行に伴う収入について、第6条では決算の要領を公表した際の措置について、第7条では委託事務に適用される広島県の条例等を制定または改廃しようとする場合の措置について、第8条では委託事務に係るその他必要な事項についてそれぞれ定めております。

最後に附則ですが、この規約の施行期日を平成28年4月1日とし、あわせて委託事務を廃止する場合の措置等について定めております。

続きまして議案第32号広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について説明申し上げます。本市におきましては、これまで広島市を中心とする広島広域都市圏域において、その一体的な発展に向けた交流・連携を推進してまいりました。このたび広島市においては、自治体間の新たな広域連携の仕組みである連携中枢都市圏制度を活用し、誰もが住み続けたい、住みたい都市圏域を形成し、圏域全体の発展を牽引するエンジンとしての役割を担うことを宣言いたしました。本市におきましても、こうした圏域間の連携により地域経済を活性化し住民の暮らしを維持していくことにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指すところでもございますので、広島市と連携して生活関連機能サービスの向上に取り組むこととしていただいております。このため広島市を中心とする連携中枢都市圏を形成し、広島市と協力して実施する取り組みに関し連携協約を締結することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

それでは広島市と協議いたします連携協約の内容について説明申し上げます。第1条では広島市と連携し取り組むことの目的について、第2条では取り組みを実施し目的を達成するための基本方針について、第3条では連携する取り組みの内容及び役割分担について、第4条では圏域の目指す将来像や役割分担等を定める広島広域都市圏発展ビジョンの策定について、第5条では連携協約を推進するために連絡調整を図る連絡会議の開催について、第6条では連携協約の変更または廃止する場合についてそれぞれ定めています。

最後に附則でございますが、施行期日は平成28年4月1日としております。

続きまして議案第35号大竹市マロンの里指定管理者の指定について説明申し上げます。大竹市マロンの里設置及び管理条例第8条の規定に基づき平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用増進を図り地域の振興と活性化に取り組んでまい

りました。この結果、施設の設置目的でもあります農村と都市との交流を初め、山村振興地域の特性を取り入れた地場製品の販売等が図られております。指定期間は本年の3月31日となっており、平成28年度につきましても引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定し施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で議案第14号から議案第16号、議案第18号、議案第21号、議案第31号、議案第32号及び議案第35号の8件についての説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第27～日程第28〔一括上程〕

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第27、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第28、議案第20号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第19号及び議案第20号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。本条例は、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合を変更するに当たり、議会の議員に支給する期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日からとし、第1条の改正規定を平成27年12月1日にさかのぼって適用し、また、第2条の改正規定につきましては平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして議案第20号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。本条例は、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合を変更するに当たり、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を0.1月分引き上げ、あわせて条文を整理しようとするものでございます。

次に附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日からとし、第1条の改正規定を平成27年12月1日にさかのぼって適用し、また、第2条の改正規定については平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第19号及び議案第20号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第35〔一括上程〕

議案第17号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

議案第23号 大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

議案第24号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第25号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第26号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第27号 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第29、議案第17号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてから日程第35、議案第27号大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 正木 治 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 議案第17号、議案第22号から議案第27号の7件につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第17号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法第77条第1項により合議制の機関としての地方版子ども・子育て会議の条例設置が努力義務とされております。この会議は、子育て当事者等の意見反映を初め、自治体における子ども・子育て支援施策を実施する上で重要な役割を果たすものとなることから大竹市子ども・子育て会議を設置し、この会議を地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関に位置づけるため、本条例別表に市長の附属機関として追加し、子ども・子育て支援法第77条第3項に規定する機関の組織等に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

大竹市子ども・子育て会議の担任する事務についてでございますが、子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務に関する調査審議等ございまして、具体的に申し上げます。

すと、平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度に移行する、あるいは既に移行した保育所、幼稚園、認定こども園等の利用定員を定める際に意見を述べること。次に平成27年3月に本市においても策定しております子ども・子育て支援事業計画について計画の変更や次期計画の策定の際に意見を述べること。次に大竹市における子ども支援に関する総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況、つまり大竹市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について調査審議することとさせていただきます。

大竹市子ども・子育て会議の委員の定数は18人以内とし、委員の構成につきましては、子ども・子育てに関する学識経験者、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、その他市長が認める者としております。委員の任期は2年とし、庶務担当は健康福祉部でございます。施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

続きまして議案第22号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。本条例は、平成27年9月18日に公布されました勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律により職業能力開発促進法の一部が改正され、条ずれが生じたことに伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。

具体的に申し上げますと、現在、本市における保育の必要性の認定基準を定めた本条例第3条各号のうち、第8号中に保護者の要件として職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練を受けていることという規定がございますが、職業能力開発促進法の一部改正により職務経歴等記録書の普及に関する条文が第15条の4として新たに規定されたことで以降の条項が繰り下がられました。このことにより本条例3条第8号中、職業能力開発促進法第15条の6第3項を第15条の7第3項に改めようとするものでございます。

最後に施行期日につきましては勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律に規定する施行期日に合わせ平成28年4月1日からとするものでございます。

次に議案第23号大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。本議案は、子供の疾病の早期発見と治療の促進を図り、健やかな成長を促すとともに子育て世帯の医療費の負担軽減を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、広島県の制度であります未就学児を対象とした乳幼児医療費助成制度に加え、市独自の制度として実施しております満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者への助成を満15歳まで拡充するとともに、受給資格対象者の所得制限を撤廃するものでございます。この制度は、対象となる子供の医療費について、同一月内に1医療機関で受診した場合、通院は4日、入院は14日を限度に自己の一部負担金を1日500円とし、それ以上の医療費について助成を行っているものでございます。その対象を市内在住の小学生までの年齢から中学生までの年齢に拡充し、一定所得以上の方は対象外となっていました所得制限を撤廃することで、これらに係る子供たちを養育する全ての子育て世帯を対象とした助成制度として展開するものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項でこの条例の施行期日を平成28年7月1日としており、附則第2項で経過措置として施行期日より前に受けた療養の給付等については従

前の例によるものとしております。

次に議案第24号大竹市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。本議案は、平成28年1月29日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険料の基礎賦課額に係る限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。この結果、現行の賦課限度額85万円を4万円引き上げ89万円とするものでございます。

また、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち5割軽減と2割軽減について判定所得基準を引き上げるものでございます。まず5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額といたしまして26万円に被保険者数を乗じて算定していたところを26万5,000円に改めるものでございます。次に2割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額といたしまして47万円に被保険者数を乗じて算定していたところを48万円に改めるものでございます。これらの改正により中間所得層の被保険者負担の軽減と軽減対象となる被保険者を拡充するものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項で施行期日を平成28年4月1日としており、附則第2項で経過措置として、改正後の規定は平成28年度分以後の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については従前の例によるものとしております。

次に議案第25号大竹市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。平成27年12月16日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、これまで2年とされてきました介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定めることができることとされました。本改正を受けまして政令の施行日である平成28年4月1日に合わせ、本市の介護認定審査会の委員の任期を3年にするよう本条例を改正するものでございます。また第5条、第9条及び第10条については字句の修正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項で施行期日を平成28年4月1日からとし、第2項で経過措置として施行期日において既に任命されている委員の任期について、任期満了までの間は従前どおり2年とするものとしております。

次に議案第26号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。本議案では、第1条として大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、また第2条として大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。本2つの条例は、国が定める基準に準じていずれも平成25年に制定された条例でございます。このたびの改正は、平成28年2月5日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備

及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、それぞれの条例の基準である省令の改正が行われたことによるものでございます。

それでは改正の主な内容について御説明申し上げます。これまで通所介護事業所の従業員の員数及び事業所の設備並びに運営に関する基準等については、広島県の条例で定められておりましたが、そのうち利用定員が18人以下の事業所については、新たに地域密着型通所介護として市町村が条例で定めることになったため、第1条で改正する条例に1の章を追加するものでございます。具体的には、第3章の2第1節として地域密着型通所介護の基本方針を、第2節として人員に関する基準を、第3節として設備に関する基準を、第4節として運営に関する基準をそれぞれ定めております。

また、地域密着型通所介護のうち難病等を有する重度要介護者などを対象とした利用定員が9人以下のものを療養通所介護と言いますが、この療養通所介護に関する基本方針のほか、人員、設備及び運営に関する基準を第3章の2第5節において定めております。規定の内容につきましては、地域密着型介護サービス費その他の利用料に関する記録の保存年限についてのみ他の地域密着型サービスと同様5年間とする独自の規定を設けておりますが、その他の規定につきましては、国が定める基準を変更するほどの地域の実情がありませんので、国の基準どおりの内容としております。

改正内容の2点目でございますが、地域密着型サービス事業所では、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員または地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を定期的に開催し、活動状況を報告するとともに会議の参加者から必要な要望、助言等を聞かなければならないとされております。これまで認知症対応型通所介護については、この運営推進会議の開催についての定めはありませんでしたが、このたびの省令改正により6カ月に1度の割合で開催するよう義務づけられたため、第1条で改正する条例においては第80条で準用する第59条の17の規定により、また第2条で改正する条例では第39条の規定を改正することによりそれぞれ国の基準どおり定めるものでございます。以上が本2つの条例の主な改正内容でございますが、その他介護保険法改正に伴う項ずれの整理などを行っております。

最後に附則でございますが、施行期日を省令及び改正介護保険法の施行日と同じ平成28年4月1日からとするものでございます。

次に議案第27号大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。平成26年に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により介護保険法が改正され、同法附則第1条第6号の規定により平成28年4月1日付で一部の条項が変更となるため本条例の規定を当該変更後の条項に合わせる改正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を改正介護保険法の施行日と同じ平成28年4月1日からとするものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第17号、議案第22号から議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第36 議案第29号 大竹市水道条例の一部改正について**

○議長（児玉朋也） 日程第36、議案第29号大竹市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 平田安希雄 登壇〕

○上下水道局長（平田安希雄） それでは議案第29号大竹市水道条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案でございますが、平成15年10月10日に最高裁判所におきまして水道料金債権は司法上の金銭債権であり、その消滅時効につきましては民法第173条第1項の短期消滅時効の規定が適用されるとの判断が示されているところでございます。このことにより水道料金は2年間の時効期間が経過しても時効の援用がない限り債権は消滅しないこととなり、最高裁判所の判断以降、現在まで決算において徴収困難な債権につきまして、不納欠損処理を行ってまいりました。しかしながら、債権は消滅していませんので、このたび債権管理を適正に行うため本条例の改正を行うものでございます。

次に改正内容でございますが、第37条の次に民法の規定による消滅時効が完成したものを放棄することができる旨の条文を追加するものでございます。放棄することができる具体的な内容につきましては、本条例を御承認いただいた後、大竹市水道条例施行規程の改正により次のいずれかに該当するときに可能とすることとしたいと考えております。第1に債権者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。第2に債務者の所在が住民票等で調査しても不明であるとき。第3に破産法第253条、会社更生法第204条、その他の法令の規定により債務者が料金債権につきその責任を免れたときなどでございます。

最後に施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上まことに簡単でございますが、議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第37 議案第30号 大竹市火災予防条例の一部改正について**

○議長（児玉朋也） 日程第37、議案第30号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。  
消防長。

[消防長 西岡 靖 登壇]

○消防長(西岡 靖) 議案第30号大竹市火災予防条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴いまして、本条例の対象火気設備及び対象火気器具の火災予防上安全な距離——離隔距離と言いますが、それを定めた別表第3の所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては3点ございます。1点目は、設備等の種類に新しくグリドル付こんろを追加するとともに、従前から規定されているこんろ及びグリル付こんろと同様の離隔距離とするものでございます。2点目は、最大入力値が5.8キロワット以下、1口当たりの最大入力値が3.3キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器及びその複合品に係る離隔距離について追加するとともに、従前から規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とするものでございます。3点目は、今回の改正に合わせて対象火気器具の種類の整理及び備考欄の体裁を整えるなどの改正を行っております。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第30号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(児玉朋也) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第34号 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について

○議長(児玉朋也) 日程第38 議案第34号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。  
建設部長。

[建設部長 大和伸明 登壇]

○建設部長(大和伸明) 議案第34号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例第8条の規定に基づき、平成18年度から株式会社やさかを指定管理者としまして施設の管理運営を行ってまいりました。この結果、キャンプ場等の施設について快適で安全に利用してもらうための場内整備や清掃等、適切な管理が図られております。指定期間は、本年の3月31日までとなっており、平成28年度から平

成32年度末までの5年間につきましても引き続き株式会社やさかを指定管理者として指定し、施設の適切な管理運営と利用者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上まことに簡単ではございますが、議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第33号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第39、議案第33号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により14番、原田議員には退席を願っておりますので、御了承を願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） 議案第33号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内での自主事業の開催など施設の活用が図られており、建物の維持管理につきましても適切に管理されています。指定期間は、本年の3月31日までとなっております。平成28年度につきましても引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として指定し施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、議案第33号についての説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第40～日程第42〔一括上程〕

議案第36号 平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第37号 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第40、議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

から日程第42、議案第38号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）から議案第38号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）の各会計補正予算につきまして、その概要を御説明を申し上げ御承認を得たいと思います。

初めに130ページからの議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）から御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ2,557万9,000円を増額し、予算総額を151億612万7,000円にするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により142ページからの歳出から御説明いたします。各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）及び特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）等人件費の調整を行っております。具体的には、議員期末手当を73万7,000円の増額、特別職・一般職の給料、職員手当及び共済費等をまとめまして259万円の増額としております。人件費については、調整の上各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費につきましては8,070万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、自治体情報セキュリティ対策機器の整備費用として5,000万円、障害者医療費等国庫負担金等の前年度決算に係る精算分として1,273万7,000円、再編交付金を財源として地域公共交通整備事業を行うための公共交通活性化基金への積立金を3,901万2,000円、国の補助金を財源としたマイナンバーカード発行事務負担金を472万5,000円、法改正に伴う選挙システムの改修費用を160万3,000円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みに合わせ補正予算措置するものでございます。

第3款民生費につきましては1億4,549万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に要する経費を1億1,347万7,000円、国民健康保険料軽減補填分等の国民健康保険特別会計繰出金を2,655万6,000円、多子世帯やひとり親世帯等の保育料軽減制度の拡充に伴う子ども・子育て支援システム改修費用を219万7,000円計上するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては79万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金事業を執行見込みに合わせて108万1,000円減額するものでございます。

第8款土木費につきましては518万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の地方創生交付金を財源とした小方地区まちづくりの基本構想の策定等に要

する経費を2,400万円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消費費につきましては70万2,000円の増額ですが、主には再編交付金事業を執行見込みに合わせて194万8,000円減額しております。

第10款教育費につきましては2億804万6,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、継続費年割額の変更に伴い玖波小学校改築に要する経費を1億9,538万1,000円減額するものでございます。また、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせて図書館の図書購入費を3万円計上するとともに、その他の事業については執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第12款公債費につきましては、港湾施設管理受託特別会計から繰入金の元利償還金の財源として補正するものでございます。

次に138ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第6款地方消費税交付金につきましては、交付額が確定したため6,804万4,000円増額するものでございます。第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定いたしましたので1億1,187万1,000円増額するものでございます。第11款分担金及び負担金につきましては、玖波小学校改築事業費の減額に伴い廿日市市児童委託負担金を139万8,000円減額するものでございます。第13款国庫支出金につきましては2億614万1,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、歳出に計上しております年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業に対する国庫補助金を1億1,347万7,000円計上するものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて1,288万8,000円を減額するものでございます。第16款寄附金につきましては、国際ソロプチミスト大竹からの図書館図書購入寄附金を3万円計上するものでございます。第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金及び減債基金繰入金による財源調整を予定しているものでございます。その他事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものも含めまして2億2,129万9,000円を減額するものでございます。第19款諸収入につきましては、海岸施設修繕工事に係る県からの補修負担金を歳出予算に合わせて400万円減額するとともに、太陽光発電売電収入を2万円計上するものでございます。第20款市債につきましては1億2,094万2,000円減額するものでございます。臨時財政対策債を発行可能額に合わせて9,174万2,000円減額するほか、事業の執行見込みに合わせて整理するものでございます。

続きまして134ページ、第2表継続費の補正は玖波小学校改築事業につきまして事業費総額及び年割額を事業の進捗状況に合わせて変更するものでございます。

次に第3表繰越明許費の補正につきましては、国の補正予算に係る事業等諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

第4表地方債の補正でございます。このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくというものでございます。

以上が議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして164ページからの議案第37号平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億970万円を増額し、予算総額を44億1,138万6,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして一般職給料、職員手当、共済費を合わせて35万円を、第2款保険給付費につきまして医療費等の増加に伴い8,228万2,000円を、第3款後期高齢者支援金等につきまして決算見込みに合わせて66万3,000円を、第4款前期高齢者納付金等につきまして決算見込みに合わせまして2万3,000円を、第7款共同事業拠出金につきまして決算見込みに合わせて243万3,000円を、第10款諸支出金につきまして療養給付費交付金等返還金を3,894万9,000円それぞれ増額するとともに、第8款保健事業費につきましては、特定健康診査等事業の執行見込みに合わせて1,500万円減額するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みに合わせ国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金、繰越金を計上するものでございます。

次に177ページからの議案第38号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ271万円を増額し予算総額を5,682万5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料、職員手当、共済費合わせて11万円増額するとともに、平成26年度の決算剰余金について一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ130万円計上し、歳入の前年度繰越金で調整するものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第36号から議案第38号に至る計3件の各会計補正予算についての提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち議案第36号は総務文教委員会に、議案第37号及び議案第38号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第43 平成28年陳情第1号 大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情

○議長（児玉朋也） 日程第43、平成28年陳情第1号大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。ただいま議題となっております平成28年陳情第1号は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により3月3日から3月8日までの6日間休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって3月3日から3月8日までの6日間休

会することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。本日、午後1時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、午後3時から生活環境委員協議会を、3月4日午前10時から基地周辺特別対策特別委員会を、その終了後、小方地域まちづくり対策特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時42分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月2日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 末 広 和 基

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治